

平成27年10月定例会

宮古地区広域行政組合議会会議録

平成27年 10月20日 開会
平成27年 10月20日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第18号

平成27年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年9月24日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山本正徳

1 期 日 平成27年10月20日（火）午後1時

2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場

平成 27 年 10 月 宮古地区広域行政組合議会定例会

平成 27 年 10 月 20 日（火曜日）

午後 1 時開議

議事日程

諸 報 告

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第 1 号 副議長の選挙
- 日程第 5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 6 認定第 1 号 平成 26 年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 1 号 平成 27 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 2 号 宮古地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 3 号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて

出席議員（13名）

1番	坂本	昇君	2番	伊藤	清君
3番	島山	直人君	4番	黒沢	一成君
5番	佐々木	重勝君	6番	古舘	一章秀君
7番	野舘	泰喜君	8番	島山	拓雄君
9番	落合	久三君	10番	尾形	英明君
11番	阿部	吉衛君	12番	菊地	大君
13番	松本	尚美君			

欠席議員（0名）

説明のための出席者

管理者	宮古市長	山本	正徳君
副管理者	宮古市副市長	山口	正市君
会計管理者		箱石	憲一君
事務局	局長	櫻野	甚吉君
総務課	課長	大久保	一志美君
施設課	課長	鈴木	登浩君
消防	局長	野沢	浩秀君
消防次長兼消防課	課長	米澤	秀義君
総務課	課長	外館	義定君
宮古消防署	署長	白鳥	敏良君
山田消防署	署長	里館	敏彦君
岩泉消防署	署長	小林	一彦君

◎開 会

- 議長（松本尚美君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより平成27年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を開会いたします。
- 会議に入ります前に、事務局長が会計管理者を紹介いたします。
- 櫻野事務局長。
- 事務局長（櫻野甚一君） それでは、宮古地区広域行政組合会計管理者をご紹介いたします。宮古市会計管理者、箱石憲市でございます。
- 会計管理者（箱石憲市君） 箱石でございます。よろしくお願いいたします。
-

◎諸報告

- 議長（松本尚美君） 諸報告を行います。
- 例月現金出納検査についてでございますが、宮古地区広域行政組合監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成26年度一般会計の2月、3月、4月、5月まで及び平成27年度4月、5月、6月、7月、8月分までの月例現金出納検査について報告があり、既にその写しを配付いたしておりますので、ご了承願います。
- 以上で諸報告を終わります。
-

◎議席の指定

- 議長（松本尚美君） これより本日の会議を開きます。
- 日程第1、議席の指定を行います。
- 議席の指定は、会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めることになっております。
- 今回、新たに組合議員となられました山田町選出の黒沢一成君を4番に、尾形英明君を10番に、阿部吉衛君を11番に指定いたします。また、田野畑村選出の畠山拓雄君を8番に、菊地大君を12番に指定いたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松本尚美君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、8番、畠山拓雄君、9番、落合久三君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（松本尚美君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
- 本会議の会期について、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎選挙第1号 副議長の選挙

○議長（松本尚美君） 日程第4、選挙第1号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に畠山直人君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました畠山直人君を副議長の当選人と定めることについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました畠山直人君が副議長に当選されました。

畠山直人君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

畠山直人君にご挨拶をお願いいたします。

○副議長（畠山直人君） 岩泉町議会選出の畠山直人でございます。

議員の皆様、一言御礼と副議長就任のご挨拶を申し上げたいと思います。

ただいまは松本議長より副議長の指名をいただき、さらに広域議会の皆様方のご賛同をいただきまして、副議長の要職につかせていただくことになりました。この上ない光栄と感激でいっぱいでございます。また、同時に責任の重さを感じておりますが、松本議長のもと、副議長の職務を一生懸命務めていきたいと思っておりますので、今後とも議員各位のご鞭撻、ご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（松本尚美君） 日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第3条第1項の規定により、

議長が会議に諮って指名することになっておりますので、これにより欠員の生じている議会運営委員会委員を議長が指名いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員に、山田町選出議員、尾形英明君、田野畑村選出議員、菊地大君を指名したいと思います。あわせて、畠山直人委員の副議長就任に伴い、新たに岩泉町選出の坂本昇君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本尚美君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長が指名した3名の方を議会運営委員会委員とすることに決定いたしました。

副議長に就任されました畠山議員から、議会運営委員会副委員長を辞任したいとの申し出がありましたので、議会運営委員会開会のため、暫時休憩いたします。

午後 1時07分休憩

午後 1時12分再開

○議長(松本尚美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員長に会議結果の報告を求めます。

落合議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長(落合久三君) ただいま開かれました議会運営委員会の結果をご報告いたします。

協議の結果、山田町選出議員の尾形英明君を議会運営委員会副委員長に選任することに決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長(松本尚美君) 管理者から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

管理者、山本宮古市長。

○管理者(山本正徳君) 本日、ここに宮古地区広域行政組合議会10月定例会が開催されるに当たり、管理者として一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、8月9日に行われました田野畑村議会議員一般選挙により、畠山拓雄議員及び菊地大議員、並びに9月6日に行われました山田町議会議員一般選挙により、黒沢一成議員、尾形英明議員及び阿部吉衛議員の5名の方が当選し、当組合の議会議員に就任されましたことに対しまして、心からの歓迎とお祝いを申し上げます。

また、ただいまの選挙におきまして副議長に畠山直人議員が選出され、ご就任されたことに対し、心からの祝意を申し上げます。今後とも、ご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、当組合が実施をいたしております共同処理事務の主な近況について申し上げます。

初めに、一般廃棄物の適正処理でございます。

当組合では、資源循環型社会の構築を目指し、排出量抑制によるごみ減量化とリサイクル推進を基本的な施策と位置づけ、関係団体、住民及び事業者と連携、協力して、一般廃棄物の減量化や分別収集による再資源化を引き続き推進しているところでござい

す。

また、老朽化したごみ焼却施設の延命化を図るため、平成27年度から平成28年度にかけて基幹的設備改良工事を実施いたしております。本工事は、廃棄物処理施設に求められる性能水準を保ちつつ、長寿命化を図り、今後15年間のライフサイクルコストの低減を図ることを目的に実施するものでございます。工事期間中は、2つある焼却炉を1炉ずつ施工することにより、家庭ごみの処理に支障が生じないよう工事を進めてまいります。

さらに、施設稼働から26年が経過いたしておりますし尿処理施設におきましても、老朽化が著しいことから、平成28年度から平成29年度にかけて基幹的設備改良工事に着手する計画といたしており、今年度はその準備といたしまして、事業者選定アドバイザー業務を実施いたしております。

今後とも、当組合と構成市町村、住民及び事業者と連携、協力しながら、宮古広域圏における一般廃棄物の適正処理に努めてまいります。

次に、消防事務でございます。

消防行政は、火災予防、警防を初め、救急救助及び災害対策など広範囲に及ぶもので、民生の安定、地域住民の安全確保という重要な使命を担っておるところでございます。

平成27年度は、山田消防署及び田老分署の災害復旧工事等を初め、拠点施設の安全性、信頼性の確保を図るため、宮古消防署の耐震補強工事の実施設計ほか、消防無線アナログ設備の解体撤去の実施設計を実施してまいります。

また、消防車両につきましては、災害現場における苛酷な使用形態を考慮し、適正な整備や点検を実施し、機能の確保に努めているところでございます。平成27年度は、岩泉消防署の消防指導車を更新整備し、消防活動の充実強化を図ってまいります。

以上、宮古地区広域行政組合の近況を申し上げましたが、これからの共同処理事務の適正な推進に議員各位のご理解とご協力を賜われますようお願いを申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。今後とも、どうぞよろしく願いをいたします。

◎認定第1号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（松本尚美君） 日程第6、認定第1号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

箱石会計管理者。

○会計管理者（箱石憲市君） ただいま提案されました認定第1号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、議会の認定に付するため、その概要をご説明申し上げ、提案理由にかえさせていただきます。

お手元に配付の決算書をごらんいただきながら、お聞き取り願います。

平成26年度も東日本大震災の影響があり、依然として厳しい経済、社会情勢のもと、本組合構成市町村財政も厳しさを増す中、財源のほとんどをご負担いただいております、予

算執行に当たりましては経費の節減に努め、効率的、効果的、かつ計画的な財政運営に取り組んできたところであります。

平成26年度の主な事業といたしまして、衛生費として各施設の適正な運転管理を行ったほか、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事に係るアドバイザー業務の実施並びに東日本大震災で発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質を含む農林業系副産物の処理を終了したところがございます。また、消防費におきましては、宮古消防署の消防緊急通信指令施設修繕、宮古消防署新里分署庁舎耐震診断、消防指令車購入、岩泉消防署の高規格救急自動車購入、高度救命処置用資機材購入並びに田老分署の通信設備移設工事など、消防力の強化に努め、消防機能の充実を図ったところがございます。

それでは、決算書の2ページ、3ページをごらん願います。

まず、歳入でございますが、下段の歳入合計額でご説明申し上げます。

予算現額28億2,338万2,000円に対して調定額28億4,315万484円で、収入済額は28億4,314万8,234円となっております。歳入の合計額は、前年度と比較して21億6,382万5,185円、43.2%の減となっております。歳入の主なものは1款分担金及び負担金で、構成市町村からの負担金は23億4,324万8,000円、前年度と比較して3億5,883万2,000円、13.3%の減となっており、歳入全体の82.4%を占めております。

次に、歳出をご説明申し上げますので、4ページ、5ページをごらん願います。

下段の歳出合計額は、予算現額28億2,338万2,000円に対して支出済額は27億5,977万5,837円で、執行率は97.7%となっております。なお、翌年度繰越額は1,200万円、不用額は5,160万6,163円となっております。

歳出の主なものをご説明いたします。

まず、3款衛生費は支出済額9億7,535万1,479円で、その主なものはごみ収集運搬委託料1億4,295万4,982円及びごみ焼却施設の燃料費等2億669万5,045円でございます。

4款消防費は支出済額16億1,763万858円で、その主なものは常備消防費の給与等14億362万3,443円、消防施設費の高規格救急自動車購入費等4,271万4,000円でございます。

6款公債費は支出済額8,021万8,888円で、その主なものは廃棄物処理施設長期債元金償還金2,437万1,987円、消防施設長期債元金償還金5,175万円でございます。

歳出の経費別分類では、人件費や公債費等の義務的経費は16億964万4,000円で全体の58.3%を占め、前年度と比較して2億1,015万4,000円、11.5%の減でございます。投資的経費につきましては、5,662万1,000円で全体の2.1%となり、前年度と比較して17億3,416万3,000円、96.8%の減となっております。なお、これらの前年度比較につきましては、実績報告書の4ページに記載してございます。

これにより、歳入歳出差引残額は8,337万2,397円となり、平成27年度に繰り越しております。

以上が平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

なお、決算書の附属書類といたしまして、6ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、37ページに実質収支に関する調書、38ページ以降に財産に関する調書を掲載しております。また、別冊といたしまして、決算に係る主要な施策の成果に関する実績報告書及び

監査委員の審査意見書を配付しておりますので、ご参照願います。

平成27年10月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本尚美君） これより認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入及び歳出一括としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、決算書もしくは実績報告書のページ数をおっしゃってから質疑に入るようお願いいたします。一問一答もあわせてお願いします。

落合久三君。

○9番（落合久三君） 落合です。

決算書の17、18ページ、3款衛生費、ここの2目清掃費の中に、この間の、平成26年度のごみ収集運搬に係る執行済みのあらましが掲載されております。また、実績報告書にも、それにかかわるいろんな諸資料が掲載されております。

ここのところでお聞きしたいのは、ここに今皆さんが見ているところの不用額、287万9,018円が不用額として計上されておりますが、これはどういうふうに理解すればいいのかと調べて考えていたんですが、これは当初26年度の予算調定額等に照らしてみても、実績としてそこまで予算に計上したとおりにいかなかった、言葉をかえれば、ごみの収集運搬が予定よりも少なく済んだというふうに単純に理解していいものなのでしょうか。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） ただいまのご質問でございます。

山田町、岩泉町、田野畑村、それぞれ収集業者と1年ごとに見積徴収で契約しております。その中でそれぞれの、山田町さんですと業者さんが全部で4業者ございますし、岩泉町さんで3業者、田野畑村さんで2業者というふうにあります。その中でそれぞれの収集形態が決まっておりますが、その中で見積徴収をした残ということになります。結果、執行残ということになります。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） 要するに、見積もりをとったが、そこまでいかなかったと。言葉をかえれば、さっき言ったようにも言えるということだと思っておりますが、そうであれば、この決算書をつくる時に、それぞれの市町村議会におけるいろんな国庫支出金、県支出金、年度をまたいで、場合によっては出納閉鎖をしてから確定するものもありますよね、特に歳入の部分なんかでね。そういう性質のものではありませんよね、ここは。だから、そういう意味では、こういう不用額が出るのが多分1カ月後、2カ月後でないとなかなかわからないというのではないと判断しますので、そうであれば年度内に、平成26年度内に減額を……。そういうのもできないのか。失礼しました。ここは広域行政組合でしたね。わかりました。最後の部分はなしです。

次、同じページなんですけど、ここで私がちょっとどういう意味かなと思ったのは、同

じく3款衛生費の2項清掃費の、今は清掃総務費に触れたんですが、その下のごみ焼却施設費のところですよ。

具体的には次のページ、19、20ページになろうかと思うんですが、ここに、19、20ページの11節需用費、ここもちょっとなかなか金額から追っかけていってわかりにくいなと思って見たのが、ここでも不用額が428万出ているんですが、中身が需用費ですよ。事務消耗品等、燃料、光熱水費、修繕費。修繕費というのは、途中で何かが壊れたりとかというようなことをイメージするんですが、この需用費が420万も必要がなくなったというのは、必要がなくなったといいますか、不用額が生じたというのは、細目が備考欄に書いてあるんですが、具体的にはどういう内容が不用額として計上されたものかというのをまず教えていただきたいと思います。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） ただいまのご質問ですが、需用費の不用額の428万1,955円の中身につきましては、主に燃料費でございます。これにつきましては、年度当初に使用しようとする1年間の燃料費から算出して予算を計上するわけなんですけれども、この中にはそのほかにも、26年度につきましては、汚泥の焼却、あとは農林業系副産物の処理がございました。それらもごみ焼却施設で焼却しておりますので、そこに係る燃料等も焼却割合で案分をかけております。その中で、今回、特に農林業系副産物の焼却によりまして、その燃料費が本来のごみを焼却する部分が割合的に少なくなったというふうに考えていただければよろしいかと思います。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） わかりました。

その下、13節委託料ですが、ここは実績報告のほうも見ながらずっと見てみたわけですが、ここも、どういったらいいかな、これは全体の目はごみ焼却施設費のところなんですけど、委託料のところでも少なからず400万を超える不用額が計上されているわけですが、ちょっと視点を変えまして、17、18ページにちょっと戻っていただきたいんですが、3款衛生費、清掃費の当初予算額が10億3,372万で、補正が4,168万減額措置をしているんですが、この4,100万というのもプラス分も右のほうに、プラス分というか、単純なプラスではないんですが、あるんですけれども、少なくない減額を一方でしておきながら、なおかつ不用額が数百万規模でぼんぼんと生まれてくるというのが、どういうふうにこれは理解すべきなのかなということで、今の需用費のところはわかったんですが、この委託費のところはどういうふうに理解すべき内容でしょうか。

○議長（松本尚美君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） 今回の補正予算額の部分の減額について、まずお答えしたいと思います。

この補正予算額の減額の部分につきましては、大体が10月に補正減しているわけなんですけれども、その段階である程度事業費が固まった部分ということで、この段階で減額しております。その後の、今、不用額として残ってきている部分がございますけれども、10月以降に契約なりをした部分の執行残というような部分でございます。それを減額補正ということになりますと、3月になりまして各市町村さんのほうにお返しし

でもその使い道がなかなかないということで、そのまま不用額として残させていただいておるものがございます。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） わかりました。

実績報告書の10ページ、11ページ、ちょっと私の勉強不足をさらけ出すようですが、10ページのほうには清掃総務費、ここの表は管内市町村から排出される家庭系ごみの適正な収集に努めたと。この家庭系ごみという表現ですが、ちょっと恥ずかしながら正直に質問しますが、事業系のごみはどこに分類されておりますか。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 事業系のごみにつきましては、あくまでも事業者処理責任があるものがございますので、事業者が直接施設のほうに持ってくる、あるいは委託収集の許可業者に委託して処理をするといった方法になっておりますので、これに関しては、市町村の経費、組合の経費はかかっていないということになります。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） 事業系ごみは事業者の責任で処理しているというのはいいんですが、例えば事業系のごみが出たと。例えば、書類をいっぱい、紙をいっぱい使う事業所があったと。そこから出た処分すべき紙類、それは最終的にはどこで処分されますか。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） これは、最終的には行政組合のごみ焼却施設で処理されております。ただ、これにつきましては、事業者の搬入のごみの処分につきましては、ごみ処理手数料を10キロ単位で50円という形でいただいております。

ここで、この実績報告書にあります1万9,000トン余りというのは、これはそれぞれの市町村、組合の負担で処理をしているということになりますので、一般家庭からのそういったごみ手数料はかかっていないということになります。

○議長（松本尚美君） 質問のポイントは、事業系のごみの量、どこに分類されておりますか、表示されておりますかということ。

鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） この実績報告書には、大変申しわけないんですけども、直営、あるいは委託に係る部分のごみの排出量しか出てきておりません。

事業系のごみにつきましては、私どもの手元にございます資料でお話しさせていただきますけれども、ちょっとお待ちください。

全部で、燃えるごみ、燃えないごみの総量が、宮古広域、いわゆる一般家庭、事業系を含めると3万2,999トン、約3万3,000トンになります。うち生活系、いわゆる家庭系のごみが2万2,016トン、これは直営あるいは委託による収集と、あと直接持ち込み、直接家庭の方が持ち込んだごみの総量で2万2,000トンになります。あと事業系のごみが約9,000トンという形になります。

以上でございます。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） 議長が的確なといいますか、要するに量を知りたかったわけです。

というのは、直接この決算書、または実績報告書に記載がないものですから、最初に問題意識を発言したほうがよかったなと思いながらちょっと今反省したんですが。

宮古地区広域行政組合管内で出ているごみ、大ざっぱに言えば家庭系のごみ、事業系のごみ、そういうものが総体として今どういうふうな、要するにふえているのか、現状維持の状況なのか、むしろ減っているものなのか。そういう全体像をきちっとつかまえた上で、人口だけはどんどん減っていっていますよね。しかし、施設のほうだけは耐用年数が来て基幹更新しなきゃいけないというので必要な、しかも少なくない、多額のお金を投入して施設の改修等に今入っていると。

今度はし尿関係もそういうことが早晚、早晚というよりも来年度から始まるというのが午前中の説明でもあったんですが、やっぱりごみをどうやって減らすかというのは広域行政組合議会の主要な注目点、関心事、また仕事であるのかなという思いでずっと資料を見ているんですが、これが震災という、ちょっとある意味通常じゃない事態がこの4年半以上続いているので、単純には言えないとは思いますが、そここのところをきちっとつかんだ上で、今示されているこの決算をそういう視点から見たときに、平たく言いますと、ごみ減量というのは国家プロジェクトでもあるわけですよ。ごみを減量するというテーマは国家的な目標であるはずなんです、それが当広域行政組合管内においてはどういう位置づけになるのかということにちょっと問題意識を持っていたものから、あえてちょっとそれを聞く場面が欲しかったので聞いたんですが。

今、鈴木課長が最後に答弁された数字をメモしたんですが、燃える、燃えない、家庭系、事業系合わせると3万2,990トンぐらいだと。内訳は、家庭系が2万2,016トン、事業系が約9,000と。そうしてくると、この事業系の占める割合というのは、全体の中でやっぱり3割ぐらいですか。そうですね。約3割ですね。だから、結構大きいウエートを占めているというふうに思いましたので、あえてそういう質問をいたしました。

願わくば、決算書にそれはなかなかなじまないというのであれば、それはもちろん公金を支出しているわけではないのでそのことは別にいいんですが、実績報告書か何か、どこかに、やっぱり総量としてごみがどういうふうに、ふえているのか、減っているのか、現状維持なのか、そういうのがわかるようなものにちょっと改善が必要でないかなということを要望して、私は終わります。答弁があれば。

○議長（松本尚美君） 櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） ただいまご指摘いただきました部分については、今後実績報告書のほかに全体が見える資料を提示したいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（松本尚美君） ほかにございますか。

坂本昇君。

○1番（坂本 昇君） 決算書の20ページ、22ページ、それから30ページにまたがるんですが、これらにばい煙測定とか、ダイオキシン等々の環境汚染に係る測定をなされております。この部分が、毎年測定されて現状維持なのか、それとも危険な方向に少しずつでも数値が上がっているのか。極端に言えば、基準値は10だけれども、測定するとゼロに近いというふうに安全なのかという点についてお伺ひいたします。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） ただいまのばい煙測定業務委託並びにダイオキシン類等の分析業務委託でございます。

これらにつきましては、国の大気汚染防止法等の基準に従って、毎年測定をしているものでございます。

それぞれ、ばい煙測定につきましては、ばいじんが0.15ナノグラム以下とかという基準がございますが、その中で私どもの施設におきましては、定期的な保守点検等を行っている中で安全な数値が出ているというものでございます。これにつきましては、組合のホームページ等で公表しておるところでございます。ダイオキシンについても、同じでございます。

○議長（松本尚美君） 坂本昇君。

○1番（坂本 昇君） 市民であり、町民であり、もう安心していいという状態としては確認はさせていただきました。

それから、実績報告書の27ページには、去年大規模火災があつて、4,500平方メートル、前年比3,382平米増というふうに大きく載りました。この火災を受けて、その後消防組合として、対応とか、それから啓蒙とかというふうな形で、その後は特にこういう火災が起きていないのかどうか、その点についてお願いします。

○議長（松本尚美君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） まず、最初に3,000幾らかふえたというのは、大規模な山林火災がありまして、それによるものでございます。

山火事の予防の啓蒙活動については、春先に各市町村で消防団とタイアップしてパレードをしたりとか、あとは防災行政無線を使って広報などをしております。その後の火災といいますか、大きな火災は起きておりませんが、起きないとも言えないと思うんです。予防活動については、構成市町村と、消防団とかとタイアップしながらやっていきたいと思っております。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） あと、ほかにございますか。

古舘章秀君。

○6番（古舘章秀君） 6番、古舘です。

実績報告書について、1点お伺いしたいと思います。

25ページ、3款衛生費、2項清掃費の農林業系副産物処理事業費についてお伺いしたいと思います。

この件につきましては、宮古市議会において、市民と近隣の町を含めた形の中でこの焼却するものの中止の申し出がたびたびなされまして、大分議論されてきた経緯があります。そういった中で、今回適正に処理したとの報告がございましたが、この報告された処理量は理解できるんですが、この汚染灰というものはどのように、何トンぐらい、量がどれくらい出て、どのように処理されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（松本尚美君） 焼却灰でいいですね。

鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） お答えいたします。

実績報告書でございます、トータルで3,369.55トン、牧草、ほだ木等を処理いたしました。これにつきましては、一般家庭ごみとの混焼でございます。ですので、この農林業系を燃やしたことで、どういった、どのぐらいの量というのをちょっと把握できておりません。

混焼した中での焼却灰につきましては、3,465トンがごみ焼却施設から出ました灰の量でございます。これにつきましては、同じ組合が管理します最終処分場におきまして埋立処分、あと雨水等が入らないように一番上には遮水シートを張りまして、また50センチの覆土をしております。

○議長（松本尚美君） ちょっとごめんなさい。推計でも出ないんですか。

鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 今、議長のほうから推計ではということですが、560トンぐらいになると思います、農林業系につきましては。

○議長（松本尚美君） 古館章秀君。

○6番（古館章秀君） この焼却灰については混合ということで、これは理解しておりましたが、ただ量がちょっとわからなかったものですから。

なお、宮古市議会においては大分議論されて、市としては大変な状況の中でこの部分は議会の中でも経過してきたことがありましたので、管内の自治体の皆さんも、そういった、宮古市がこの焼却灰については大変苦労したということをご理解いただければという思いで質問いたしました。特にも、今後の管理についてはしっかりと対応していただくよう求めて、私の質問を終わります。

○議長（松本尚美君） あと、質疑ありませんか。

落合久三君。

○9番（落合久三君） 実績報告書の28、29ページ、4款消防費、1項消防費、1目常備消防費、この29ページに救急活動の状況が、ここに非常に重要な数字を含めて報告されているんですが、非常に初歩的で、これまたちょっと意味合いがわからないので最初に聞きますが、この1行目の出場件数3,740件、次が輸送人員3,510人。この前の1行目の、これは出動件数ではなく出場件数と書いてある意味合いがよくのみ込めないのと、出場したのが3,740件なのに、実際に患者を運んだ人数がそれよりも200人少ないというように思ったんですが、これは要するに、行ったはいいが、救急車に乗せていくような状態のことではなかったというようなことが、年間でいえば200件もあるというふうに理解すればよろしいんでしょうか。

○議長（松本尚美君） 野沢消防長。落合議員、一問一答です。

○消防長（野沢浩二君） まず最初に、出場と出動の違いですけれども、消防のほうでは出場というふうに、統計上も記録されておりますので、この表現で上げさせていただきました。

それから、出場件数と搬送人員の違いであります。先ほど議員がおっしゃったように、要請を受けて現場に着きます。症状が回復しているとか、あとは交通事故なんかで出場して行った結果、負傷者がいなかったとか、そういう場合がございます。ですから、

出場して現場に着いて、確認をした結果回復していたとか、あとは本人の拒否もありますけれども、負傷者がいなかったとか、そういうことでここに差が出てまいります。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） 電話をしたときは非常に苦しんだが、来るまでの間に大分よくなったので、あとははずかしいから乗りたくないというようなこともあるということなわけね。そういうケースは、症状が軽減になって救急車じゃなくても大丈夫だということ自体はとても、そのことはいいんですが、これもいろんな場面でしょっちゅう議論になっていることなんです、救急車を呼ばなくてもいいんでないかなというようなものなかなか絶えないというのが、これは病院の関係者からも聞こえるし、それから、一番はやっぱり消防の救急救命の現場に携わっている職員からも聞くんですが、ここはどういったらいいか、住民、市民に対する啓蒙活動といいたいでしょうか、注意といいたいでしょうか、そういうことなんかはやっぱり必要でないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（松本尚美君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 我々は、要請があれば、出場しないわけにはいきません。その中で、議員おっしゃるように住民のモラルというのもあると思いますけれども、軽症とか重症とかそういう判断は、あくまでも私ども救急隊が判断するわけではなくて、収容された病院ドクターが、これは軽症の部類とかというふうに判断をします。私どもも実際に行って、軽症ではないかなというときもあります、軽症だからといって搬送しないわけにはいきません。そういうことから、非常に難しいところがございます。

あと、救急の啓発活動ですけれども、救急の日というのがあります。その中で、広報とか、救急フェアとか催し物をやった際に、救急車の利用方法についても住民の方に訴えて、適切な利用法ということでお話ししているところでございます。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） 29ページが一番下の囲みの数字、現場到着平均所要時間。全国、岩手は25年度の数字のようですが、現場に到着するまで、全国平均8.5分、岩手県8.7分、宮古下閉伊組合管内11.9、3分違うんですね。

そこで、その3分というのは、循環器系の急患が生まれたりした場合には命取りになりかねない時間でもあるようにちょっとお医者さんから聞いたこともあるんですが、宮古下閉伊の面積の広さ、宮古市だけでも平成の2度の合併で1,260平方キロメートル。地図を置いて、ちょっと東京の国会議事堂から定規を差し当てますと、東京を過ぎて、神奈川を過ぎて、静岡県の熱海から8キロまで宮古市なんですね、直線言えば。そういう広大な面積のところ、さあ、救急患者を搬送しなきゃいけないといったときに、一律にはもちろんいかないのはわかりますが、県の平均よりも3分もかかるというのは何とかならないのかなというのが、いろんな関係、こういう仕事に携わっている人たちの共通した意見でもあると伺っております。

そこで、私は以前に宮古の議会で、例えば救急車を常時待機させておく場所を、例えば旧宮古市内だけ、宮古のことだけで言えば、例えば津軽石あたりにそういう救急車を配置しておくことはできないのかということ、当時の担当の署長さんにも……署長ではない、聞いたことがあるんですが。というのは、やっぱり一番そういうことを切実

に話されているのは、重茂の人たちが一つあります。あそこはああいうところですし、しかも冬で路面が凍結したりすると、津軽石に出てくるまでにも、もうえらい時間がかかる場所なんでね。そういうことも念頭に置いて、救急車が現場に到着する、それから現場から、宮古管内で言えば、搬送する一番大きいのは宮古病院だと思うんですが、この時間差をどうやって埋めるかというのは非常に重要な課題だと思うんですが。

こういう実績を踏まえて、署長さんにおかれましては、ここのタイトルは現場到着平均所要時間というふうに書いてあるので、端的に言えば五月町の救急自動車が置いてある場所からの時間という意味だと思うんですが、一番搬送先の多い宮古病院にそこからさらに飛び出していくということも想定して、この所要時間を埋めるための基本的な方向性みたいなものはどうでしょうか。また、広域行政としても手を打てるものがあるのかないのか、そういう点ではどうでしょうか。

○議長（松本尚美君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 現場到着所要時間の短縮は、常駐している救急車のところから現場までの距離がかかわってまいります。そういった面で、宮古広域は面積が2,672.44平米という、全国でも大きい、たしか7番目ぐらいだと思ったんですが、それぐらいの面積で、そこに8万6,000人ぐらいの人口ということで、居住している方も、沿岸部と、それから山合いに点在しており、その中に署所が7カ所しかないということで、非常に今の署所の配置から言って、全部のところを短縮するというのは無理があると思います。常駐場所をふやすという方法もあると思いますが、救急車1台配置すれば、最低3名が必要であります。3部制を敷いていますので、9名が必要になります。そういった面で、経費等のこともありますし、構成市町村の負担金の関係もあるので、その辺は協議をしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） この救命活動の現場までの到着時間を少しでも短縮する、または中核病院である宮古病院への搬送をできるだけ短縮する、そういう意味合いで質問していますが、最後に、管理者である宮古市長、どうでしょうか。

○議長（松本尚美君） 管理者、山本宮古市長。

○管理者（山本正徳君） 今、消防長のほうからもそのような話をさせていただいたんですが、私としては、例えば消防車が行く時間を短くするには、もう一つは道路があると思います。ですので、これからはやはり道路整備というのも考えながら、消防だけの問題ではなくて、環境をよくして、そしてスムーズに走って現場に到達できるような、そういう環境の整備についても取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（松本尚美君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） ほかにありますか。

野沢消防長、私からちょっと一言。

29ページの救急活動の状況の説明なんですが、ドクターヘリの活用、防災ヘリの活用、搬送ということがありますが、これは宮古地区広域行政組合の事業ではないので載せていないのかもしれませんが、管内でのドクター・防災ヘリを活用しての搬送という実績

もあれば、あわせて数字的なものも載せていただければいいのかなというふうに思います。

野沢消防長、どうぞ。

○消防長（野沢浩二君） 今、ドクターヘリのお話がありましたので、26年のドクターヘリの要請件数は、宮古広域管内では100件ほど要請をしております。その中で、ドクターヘリで搬送されている傷病者は51名でございます。100件要請した中でキャンセル、例えば気象状態がだめだったとか、そういうのが38件ございます。うち、消防が救急車で搬送している件数が11件ほどございます。

ドクターヘリは、事業主体は岩手医大でございますが、あくまでもドクターヘリの目的というのは搬送ではなくて、傷病者に早くドクターが接触して医療行為をするというのが大前提であります。搬送はその次で、搬送に関しては、救急車で搬送、それからヘリで搬送、それからどこの病院に搬送するかを決めるのもフライトドクターであり、我々消防が判断することではないということでございます。

○議長（松本尚美君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） なければ、これをもちまして質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

平成26年度宮古地区広域行政組合
一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 分担金及び負担金		2,343,248,000 ^円
	1 負担金	2,343,248,000
2 使用料及び手数料		55,491,000
	1 使用料	490,000
	2 手数料	55,001,000
3 国庫支出金		32,643,000
	1 国庫補助金	32,643,000
4 県支出金		6,742,000
	1 県負担金	6,741,000
	2 県補助金	1,000
5 財産収入		361,000
	1 財産運用収入	360,000
	2 財産売払収入	1,000
6 繰越金		328,392,000
	1 繰越金	328,392,000
7 諸収入		50,504,000
	1 組合預金利子	50,000
	2 雑入	50,454,000
8 組合債		6,001,000
	1 組合債	6,001,000
歳 入 合 計		2,823,382,000

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
円	円	円	円	円
2,343,248,000	2,343,248,000			
2,343,248,000	2,343,248,000			
59,447,914	59,445,664		2,250	3,954,664
237,044	237,044			△252,956
59,210,870	59,208,620		2,250	4,207,620
31,647,341	31,647,341			△995,659
31,647,341	31,647,341			△995,659
6,789,213	6,789,213			47,213
6,789,213	6,789,213			48,213
				△1,000
5,686,020	5,686,020			5,325,020
360,000	360,000			
5,326,020	5,326,020			5,325,020
328,391,851	328,391,851			△149
328,391,851	328,391,851			△149
61,940,145	61,940,145			11,436,145
261,738	261,738			211,738
61,678,407	61,678,407			11,224,407
6,000,000	6,000,000			△1,000
6,000,000	6,000,000			△1,000
2,843,150,484	2,843,148,234		2,250	19,766,234

歳 出

款	項
1 議会費	
	1 議会費
2 総務費	
	1 総務管理費
	2 監査委員費
3 衛生費	
	1 保健衛生費
	2 清掃費
4 消防費	
	1 消防費
5 災害復旧費	
	1 厚生労働施設災害復旧費
	2 その他公共・公用施設災害復旧費
6 公債費	
	1 公債費
7 予備費	
	1 予備費
歳出合計	

歳入歳出差引残額

83,372,397円

予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比
1,766,000 ^円	1,363,295 ^円		402,705 ^円	402,705 ^円
1,766,000	1,363,295		402,705	402,705
86,937,000	85,211,317		1,725,683	1,725,683
86,589,000	84,940,153		1,648,847	1,648,847
348,000	271,164		76,836	76,836
1,000,549,000	975,351,479		25,197,521	25,197,521
9,000	8,330		670	670
1,000,540,000	975,343,149		25,196,851	25,196,851
1,639,743,000	1,617,630,858		22,112,142	22,112,142
1,639,743,000	1,617,630,858		22,112,142	22,112,142
12,002,000		12,000,000	2,000	12,002,000
1,000			1,000	1,000
12,001,000		12,000,000	1,000	12,001,000
80,385,000	80,218,888		166,112	166,112
80,385,000	80,218,888		166,112	166,112
2,000,000			2,000,000	2,000,000
2,000,000			2,000,000	2,000,000
2,823,382,000	2,759,775,837	12,000,000	51,606,163	63,606,163

平成27年10月20日提出

宮古地区広域行政組合 管理者 宮古市長 山本 正徳

◎議案第1号 平成27年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（松本尚美君） 日程第7、議案第1号 平成27年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） 議案集1-1ページをお開き願います。

議案第1号 平成27年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条は歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,879万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,179万2,000円とするものです。

第2条は地方債の補正で、補助金の決定、構成市町村による起債の借り入れなど、組合において借り入れする必要がなくなったことから、第2表地方債補正のとおり補正するものでございます。

平成27年10月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出からご説明いたしますので、1-6、1-7ページをお開き願います。

3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費、13節委託料42万9,000円の減額は、ごみ焼却施設総合点検整備事業委託料ほか各種点検委託料を、事業費の確定により、合わせて52万6,000円を減額し、新たに放射性物質土壌調査業務委託料9万7,000円を計上するものでございます。

27節公課費は、汚染負荷料賦課金の確定により減額するものでございます。

3目埋立処分地施設費は、財源補正によるものです。

4款消防費、1項消防費、2目消防施設費は財源補正で、特定財源として社会資本整備総合交付金335万円を充当するものでございます。

5款災害復旧費、2項その他公共・公用施設災害復旧費、1目消防施設災害復旧費1,947万円は、山田消防署及び田老分署の庁用器具、消防用機材及び救急資材器具等の購入費で、特定財源として消防防災設備災害復旧費補助金1,731万5,000円を充当するものです。

6款公債費、1項公債費、2目利子16万9,000円は、平成26年度借入地方債の利子が確定したことにより減額するものです。

次に、歳入を説明いたしますので、1-4、1-5ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金、1目組合負担金7,620万5,000円の減額は、1節総務450万1,000円、2節衛生4,697万円、3節消防2,473万4,000円を減額するもので、前年度繰越金並びに歳出補正額を調整の上、減額補正するものです。

2款使用料及び手数料、2項手数料、1目衛生手数料296万4,000円は、ごみ処理手数料の収入見込みにより増額するものです。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、2 目消防費国庫補助金は、歳出で説明いたしましたので、省略いたします。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金7,137万1,000円は、前年度繰越金が確定したことから計上するものです。

8 款組合債、1 項組合債、1 目衛生債及び2 目消防債、合わせて2,000円は、財源の確定により減額するものです。

以上が、議案第1号 平成27年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松本尚美君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 質疑はないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論もなしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成27年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

議案第1号

平成27年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

平成27年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,793千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,151,792千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成27年10月20日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		4,472,018	△76,205	4,395,813
	1 負担金	4,472,018	△76,205	4,395,813
2 使用料及び手数料		51,425	2,964	54,389
	2 手数料	51,274	2,964	54,238
3 国庫支出金		587,005	20,665	607,670
	1 国庫補助金	587,005	20,665	607,670
6 繰越金		1	71,371	71,372
	1 繰越金	1	71,371	71,372
8 組合債		2	△2	
	1 組合債	2	△2	
補正されなかった款項にかかる額		22,548		22,548
** 歳入合計 **		5,132,999	18,793	5,151,792

2 歳出

会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生費		2,246,361	△508	2,245,853
	2 清掃費	2,237,317	△508	2,236,809
5 災害復旧費		1,106,101	19,470	1,125,571
	2 その他公共・公用施設災害復旧費	1,106,100	19,470	1,125,570
6 公債費		61,088	△169	60,919
	1 公債費	61,088	△169	60,919
補正されなかった款項にかかる額		1,719,449		1,719,449
** 歳出合計 **		5,132,999	18,793	5,151,792

第2表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前	補 正 額	補 正 後			
ごみ処理施設整備事業	1	△1	0	普通貸借 又は 証券発行	3.0% 以内	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。</p> <p>ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。</p>
消防施設整備事業	1	△1	0	普通貸借 又は 証券発行	3.0% 以内	
計	2	△2	0			

◎議案第2号 宮古地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（松本尚美君） 日程第8、議案第2号 宮古地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） 議案集の2-1ページをお開き願います。

議案第2号 宮古地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法では、特定個人情報の適正な取り扱いのため、国等が講ずることとされている措置が定められております。また、地方公共団体においても、法の趣旨を踏まえ、特定個人の適正な取り扱いが確保され、特定個人情報の開示、訂正等の実施のための必要な措置を講ずるよう規定されていることから、条例の改正を行うものでございます。

それでは、条例案の内容について説明いたします。

初めに、第1条の改正内容について説明いたします。

条例第2条は、従来個人情報の定義から除外されていた法人等役員情報を個人情報に含めるとともに、個人番号を含む個人情報を特定個人情報として定義するものであります。

第5条及び第5条の2では、特定個人情報の利用制限に関する規定を定めるものでございます。

2-2ページをお開き願います。

第6条では、条例の改正による所要の改正をするものです。

第10条から第12条までについては、特定個人情報の開示請求等において、法定代理人のほか、本人の委任による代理による請求を認めるものであります。

2-3ページをお開き願います。

第30条では、特定個人情報不正に扱われている場合の利用停止請求権を認めるものでございます。

次に、第2条の改正内容について説明いたします。

条例第2条は、特定個人情報の情報連携を行った際の記録を情報提供等記録として定義するものです。

2-3から2-4ページに続きますが、第5条の2では、情報提供等記録の性質上、その記録の目的外利用を想定していないことから、特定個人情報の目的外利用の対象から除外するものです。

第29条では、情報提供等記録の訂正を実施した場合において必要があると認めるときは、総務大臣、情報照会者、または情報提供者に対し、その旨を通知するよう定めるものです。

第30条では、情報提供等記録の性質上、その記録の利用制限違反、収集違反等を想定

していないことから、利用停止請求権の対象から除外するものです。

次に、附則でございますが、本条例の施行日を公布の日からとするものです。ただし、第2条の規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日とするものです。

以上が条例案の主な内容でございますが、条例案の朗読は省略させていただきます。

平成27年10月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の開示、訂正等に関し、必要な措置を講じようとするものである。これが、この条例案を提出する理由であります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松本尚美君） これより議案第2号に対する質疑に移ります。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 質疑はないようでありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

落合久三君。

○9番（落合久三君） ただいまの個人情報保護条例に関する提案には、以下の理由で反対であります。

これは、各市町村議会においても同様の条例改正があったと思われませんが、宮古市議会においても、私たちの会派のみならず、一定の皆さんが反対をいたしました。その理由は、次のような理由であります。

まず、第1点は、この条例の改正案の前提が、国が今進めている、または地方自治体もそれに基づいて作業を進めているマイナンバー制度を導入することと密接不可分の関連から、条例改正が提案されているという意味であります。

このマイナンバー制度は、一言で言いますと、いわゆる先進国、G7の中で、日本のように文字どおり全員を対象にして12桁の番号を全て割り振りすると、そういうふうになっている国は日本以外にありません。それはなぜかと言いますと、一言で言いますと、非常にリスクが高いからであります。これは、対応を一步間違えますと、政治的に言えばその政権が倒れる、そういうことにもつながりかねない、そういう歴史を持っているものだからであります。

皆さんもご存じのように、このマイナンバー制度は、10月より通知カード、12桁の番号が振られたものが各家庭に届きます。ここはそういうシステムですので、受け取りを拒否するとか、そういうことは当然できません。しかしながら、年がかわって来年1月から、顔写真入りのICカード、個人番号カード、これは任意でつくることが可能であります。しかし、それはあくまでも任意であって、通知カードのように強制ではありません。そこが1つのあい路と言いますか、みそになると思われまして。

2つ目に反対する理由は、現状のもとでも、マイナンバー制度をしゃにむに導入しなくても、ほとんどデメリットはないという点であります。

国や市町村が説明する際には、次のように必ず言います。社会福祉関係の給付にかか

わる申請等がカード1枚で簡単にできるようになる。つまり、所得証明書が必要だとか、住民票が必要だとか、そういういろんな申請をする時の手続が簡素化になるということを中心に大きな理由に宣伝がされていますが、現状はどうかといいますと、それは運転免許証だったり、医療保険証を提示すれば済むことであります。また、現に多くのお年寄りもそうやっております。ただ、それが便利か不便かという点では評価が当然分かれるとは思いますが、現状においてそれで十分対応できるものでありますから、無理くりマイナンバー制度を導入する必要はないというのが2つ目の理由であり、3つ目の理由は、逆に、個人カードを持つことによる個人情報の流出と悪用のリスクが非常に高まるという点であります。

詳細なことはいろいろ議論されてはいますが、確定はしておりません。つい最近も、財務省が消費税を10%に増税するときに、この個人カードを持っていれば、食料品を中心にした非課税部分をたちどころにチェックできる。そして一旦買い物をしたときには納めるが、後に個人情報に基づく情報を精査した上で還付すると、かかった分を戻すということを提案して、政権内部からも相当な批判があって、これは事実上没になりました。しかしながら、この構想は依然として生きていると私は思っております。

こういうことが常態化しますと、一番恐れるのは、やはり年配者であります。一番行くところは病院、買い物、銀行、郵便局、こういうところに日々のようにお年寄りがマイナンバーを持って、ICカードを持って買い物その他に出かけることを想定してみてください。つい先日も、125万件の年金の情報が流出して大騒動になりましたが、依然として解決策が示されておりません。そういう意味で、このことを導入することによる個人情報の流出と悪用のリスクが高まるというほうがむしろ正解ではないかと思うものであります。

ちなみに、このマイナンバー制度をつくるべきだという情報源の発信元は日本経団連であります。経団連は、平成27年度の年初の方針の中にも、この10年のうちに消費税率を19%にしますと。マイナンバー制度を導入することの最大のメリットは、税収の確保、個人の財産の正確な掌握、社会保障給付の適正な管理ということをやっていますから、言葉をかえますと、個人の財産を正確に掌握して、社会保障の給付も必要ないものは一切出さないようにできるようにしていく、そういうふうにも聞こえるわけであります。

最後に、私が今から述べる数字はちょっと1カ月ぐらい前ですので、そういう意味では正確でないかもしれませんが、全国約1,700市町村のうち、9月末現在で、120を超える市町村はこれに参加しないことを決めております。つまり、地方自治体においても、文字どおり自治権の発動として、これを採用するもしないも可能だという点であります。そういう意味で、当議会においてもそうすべきではないのではないかということを書いて、反対の討論にしたいと思います。

○議長（松本尚美君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長(松本尚美君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長(松本尚美君) 日程第9、議案第3号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、菊地大君の退場を求めます。

(12番 菊地 大君 除斥)

○議長(松本尚美君) 提案理由の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長(櫻野甚一君) 議案集3-1ページをお開き願います。

宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてご説明いたします。

議案を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第3号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を宮古地区広域行政組合監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、岩手県下閉伊郡田野畑村奥地33番地。

氏名、菊地大。

生年月日、昭和45年5月13日。

平成27年10月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

以上、よろしくお願いたします。

○議長(松本尚美君) これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本尚美君) ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本尚美君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本尚美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

議案第3号の審議が終了しましたので、菊地大君の入場を許します。

(12番 菊地 大君 入場)

○議長(松本尚美君) 菊地大君に申し上げます。

議案第3号は同意することに決定いたしました。

◎閉 会

○議長(松本尚美君) これをもちまして、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成27年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

午後 2時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 松本 尚美

署 名 議 員 畠山 拓雄

署 名 議 員 落合 久三